

## 平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな) 学 校 名	( うとしりつ おうだちゅうがっこう ) 宇土市立 網田中学校								
(ふりがな) 所 在 地	( うとし しもおうだまち ) 熊本県宇土市下網田町1120番地								
電話番号	0964(27)0011	FAX番号	0964(27)0062						
学級数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
		1	1	1				1	4
児童・生徒数 (特支)		26	28	32				1	87
教職員数	17人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日						平成22年 4月 1日	
学校運営協議会の委員数・構成	22人	内訳	地域代表 10人、保護者代表 4人、教職員 8人、大学教授等有識者 0人						
学校運営協議会代表者（会長等）：元網田郵便局長									
その他	平成20年度に、コミュニティ・スクール推進事業（国の事業）の調査研究指定校である宇土市立網田小学校と合同の学校運営協議会を設置した。（網田小の研究協力校として）								

(平成22年 4月 1日時点)

### I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

#### 1. 「学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）」指定前の状況

- 本校は、児童生徒数の減少により、4年前から全学年単学級となっている。それは、保護者世代の本市中心部等への流出のためであり、過疎化や少子高齢化が本校区の大きな課題となっている。コミュニティ・スクール指定前には、学力面や、生徒指導面でも問題を抱えていた。中学校生活への不安を抱く児童が第6学年で急増し、不登校や学校への不適応など、入学後も引きずっている傾向がうかがえた。
- 地域からは、そのような状況において、魅力ある学校づくりで過疎化防止を願う地域の期待が学校に寄せられていた。また、保護者には、保育園から中学校までの十数年間を同じ単学級で学ぶ子どもたちが、互いに切磋琢磨するたくましさを身につけてほしいという強い願いがあった。
- このような状況をふまえ、網田小学校と網田中学校は、平成17年度～平成22年度の文部科学省指定研究開発学校（小中一貫教育）の指定を受け、発達段階に即して9年間の指導の重点化を図った教育課程の編成及び指導法の研究に取り組んだ。これを機にして、網田小学校が平成18年度から宇土市教育委員会よりコミュニティ・スクールの指定を受け、網田中学校が平成20年度より、その協力校として指定された。

#### 2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 本校では、先述したように、網田小学校がコミュニティ・スクールの指定を受け、

本校区の教育力により、網田の活性化を図り、子どもや地域の人々にとって魅力ある故郷づくりに努めていた。学校と家庭、地域社会がそれぞれの思いを共有する取組を通じて、「郷土を愛し志をもって、社会の中で活躍する心豊かでたくましい人間」の育成を目指し、「網田小さいきいきプラン」<sup>(\*)</sup>を策定したのである。それらは、地域のボランティアに関する諸活動、PTAによる活動、学校による様々な活動を整理・統合し、郷土が望む網田の子ども像の実現を目指したものであった。

※「網田小さいきいきプラン」とは、学校、家庭、地域の役割と領域を明確にし、三者が共同して、6つのコミュニティ「学習サポート」、「地域啓発」、「文化体験」、「図書・NOMEDIA」、「スポーツ」、「学校・地域安全」を策定し、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進するものである。いわば、学校運営協議会の下に学校を支援する実働組織を置いている場合に相当し、結果的に学校支援地域本部等の取り組みと似たような役割を果たしている。このような実働組織のトップの人々が学校運営協議会の委員を務め、学校運営協議会が、そのような実働組織による支援活動を企画立案する役割を果たすことで、学校運営に保護者・地域住民等の意見を反映させる機能を効果的に発揮させている。



#### <第1回学校運営協議会の協議 H22.6.15>

- 本校区に学ぶ子どもたちは、小規模校であるが故に集団構成の変わらないまま学年を経るため、「社会性」「自主性」の育成が困難な状況にあった。そこで、より広い視野をもった子どもの育成を願って、地域の風を吹き込み、より開かれた学校づくりをするべく、学校運営協議会を立ち上げたのである。
- 法制化された学校運営協議会制度の「学校の運営に関する意見を述べることができる」を活用することで、地域のニーズを市教育委員会に理解していただき、その支援のもと児童生徒が地域に学び、支援組織が参画する地域行事に参加したり、逆に、学校運営の改善・教職員の資質向上等の手立てをとることにより、地域に参加していただく学校行事等を教師が主体的に見直し、子どもたち一人一人に地域の一員としての自覚と誇りを持たせる学習指導を開拓することで、「社会性」、「自主性」が向上すると考えている。

### 3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

#### ○ 学校運営協議会委員の候補者選定やその候補者への打診について

⇒ 小学校指定の合同研究校から、中学校がコミュニティ・スクールの中心校と変わることで、学校運営協議会委員の構成メンバーの決定に時間がかかった。学校運営協議会委員としての職務内容、特に学校関係者評価の在り方に難しさを訴えられていた委員の方々もおられたが、小学校が構築していた学校運営協議会の下に置かれた、学校を支援する実働組織のトップの方々に参画していただく必要性もあり、継続していただくようお願いする状況があった。

#### ○ 委員や教職員などへの制度趣旨の説明

⇒ 第1回学校運営協議会時に、学校の事務局から、宇土市学校運営協議会規則について説明し、理解していただいた。本校事務局外の教職員には、この制度の趣旨とメリットについて十分に説明する機会がとれていない。今後、研修を通じて積極的に理解を図っていく。

#### ○ 協議会の運営案の企画について

⇒ 学校運営協議会の計画立案の主体は、事務局を置いている学校の担当者の手によらざるを得ない。そのため、昨年度は毎月行っていた協議会の内容企画に十分な時間が割けない現状があった。現在も、協議会の方々との企画会議を持つことが厳しい現状がある。これは、今後の運営で直面する課題である。

#### ○ 協議会の場で開示する学校情報・児童生徒情報の制限のあり方について

⇒ 協議会の場で、児童生徒の学力の状況等、学校経営案に記載している内容は開示するが、特定の個人に関する情報は開示しない。ただ、児童生徒数が少ないため、不登校状況の生徒に関する情報は、地域の方々にとって周知の場合がある。不登校状況は、本校の解決すべき課題でもあるので、協議会でも取り上げたいとの意向があると思われ、どこまで情報を制限すべきか検討していきたい。

#### ○ 委員以外の保護者や地域ニーズの把握方法について

⇒ 本校区では、毎月15日をオープンスクールとしている。これは、積極的に学校を公開し、本校教育に対する関心を持っていただく目的で実施している。そこでは、保護者をはじめとする地域、協議会委員の皆さんにご案内を差し上げ、来ていただいた方には、コメントを書いていただき、さらには、時間を少しいただいて懇談会をもっている。また、研究開発学校としての実態調査アンケートに、全保護者の意見を集約し、そのニーズを分析している。一方、校区内では、保小中連絡会議を年間5回開き、そのときの会議内容から、地域のニーズを探っている。今後は、学校のHPで、細やかに情報発信をしているので、webを活用して、ご意見を集約したいと考えている。

#### ○ ニーズ結果を協議会に反映するシステムの検討について

⇒ オープンスクール、連絡会等で得られた地域ニーズの情報や、各学期ごとの教職員自己評価から見えてくる課題を、事務局で整理した後協議会にかけ、そこでの学校関係者評価として生かすシステムをつくっているが、協議会の委員の方々から、普段、学校の視察にこれない立場を踏まえれば、数値でまとめたデータのみを見て検討しにくいという意見が多く出されている。このことに対しては、事務局で地域

ニーズと学校の課題を絞って説明し、文書による評価をお願いしているところである。

#### 4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

##### 【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 家庭教育の大切さを考える機会をもっと広げて欲しい。家庭の教育力向上がもっと必要である。
- 「学校が家庭に踏み込める権限はないので、保護者の意識改革が一番難しい。」との意見に対し、昨年度と同様に「保護者が積極的に子どもに手本を見せること」の推進に関して、「同じ事を呼びかけても、親は変わるんだから、効果はあると思う。」と推進継続の必要性が述べられた。

##### 【学校運営に関する事項に対するもの】

- 小中学校行事に、もっと地域が参画できるような企画はできないものか。もっと、情報発信を確かなものにすれば、関連情報を発信することで、地域が足を運ぶに違いないと思われる。
- 「みんなでごはん、ノーメディア」の意義を一方的に伝えるだけでなく、なぜ必要なのか、児童生徒自ら討議する取り組みが必要ではないか。

#### 5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

##### 【学校運営にすること】

- 中学校では、小学校に比べて、オープンスクールの参加者が少ないとの課題を受け、本年度はオープンスクールの公開授業を当日の5限目に絞って設定し、その後、参加者と校長室で懇談会を開くように保護者に案内を出している。
- 学校のHPや保護者向け携帯サイトにて、オープンスクール等各種行事の参加について、広く周知するようにしている。  
以上の取り組みから、参加者を増やすことができ、多くの貴重な意見をいただいている。



<6月のオープンスクール(7年音楽) H22.6.13>

(感想の一部)

- ・最初は、厳しい授業かと思っていたが、子どもが自由に発表し、楽しい授業であったことに驚きました。教室もきれいでした。
- ・よこ笛や琴などがあり、昔の楽器を使って学習することに驚きました。子どもたちがうらやましいです。
- ・図書室は明るく、いろいろな本があり、整備されています。今度は、本を借りにいきたいです。
- ・わが子の授業の他にも、他学年の授業を見たい。
- ・8、9年生のあいさつがすばらしかった。立ち止まって大きな声であいさつしてくれた。
- ・これまで、学校に来ることは足が重かったが、来てみて良かったと思います。思った以上に、足が軽く、次も参観したいです。
- ・学校に磁器による肥後六花の置物を置かせていただきました。多くの方に見ていただければ、幸いです。次は、アクセサリーやカップ、皿等をお見せしたいと思います。

【教育活動に関すること】

- 不登校生徒に対して、今まで以上の関係機関との連携を図り、子どもの現状把握にたった支援をして欲しい。協議会としても、地域の家庭に対する働きかけを試みたい。
- 学力の状況については、申し分ないので、この状況を維持して欲しい。

【教職員の任用に関すること】

- 平成23年度、国からの加配教員が引き上げられたあと的人的措置については、市教委としても検討していきたい。

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 網田中学校が網田小学校のコミュニティ・スクールの協力校として指定された平成20年度以降、小中一貫教育の連携の中に、網田小学校を支援する実働組織の果たす役割が具体的に教職員に認識され、そのことで、地域を巻き込んだ活動がしやすくなった。
- 学校側に、地域に対する情報発信の必要性の認識が高まり、意識改革が進んだ。

【教育委員会側】

- 学校運営協議会が一定の権限と責任を持つようになり、望ましい地域にしようと日頃から尽力されている方々の思いを具体的な形で実現していただくようになってきた。

#### 【園児・児童・生徒側】

- 学校運営協議会を支援する組織が、学校教育の場にG.Tとして関わっていただくなごして地域に根ざした教育を開拓したことにより、生徒指導上の課題が減少するとともに、学力も向上してきた。児童生徒たちが、地域に対する誇りと自信を持って、積極的に活動できるようになってきた。

#### 【保護者側】

- 地域の教育力の高さを再認識する機会になったことで、小中一貫教育をさらに推進していくこう、学校と関わりながら学校運営を改善しようとする気運が高まっている。
- 学校からの情報発信に関心を強く持ち、各学校の諸学習活動や行事に積極的に参画するPTAの数が増加してきた。

#### 【地域側】

- 学校運営協議会で行われた「学校関係者評価」により、日常の学校運営・教育活動に対する改善策を受けて、学校が具体化を図ったことで、地域の声が教育に反映されるという環境が整えられた。

### 7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 地域の教育力向上を目指した活動を継続発展させていくために必要な情報提供及び人材確保
- 保護者や地域住民が主体的な活動意欲を高めるための、効果的な方策の検討
- 学校運営協議会の方々の実情に合わせた、「学校関係者評価」の在り方の検討

### 8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 教育委員会の協力を得て、人材を継続的に幅広く確保していくための工夫と、学校運営協議会の意見・提言等を実現するための学校支援活動（運用方法）の検討をお願いする。
- この学校の特色ある取り組みや活動を広報・紹介するために、宇土市のホームページ上に連携するコンテンツを掲載するとともに、学校運営協議会制度に関する広報活動の成果についての検証と改善を図る。
- 学校運営協議会の構成員の立場に立った、効果的な評価システム「学校関係者評価」の再検討をする。

## II 学校運営協議会の実際の運営状況等

### 1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年10回開催)

回	年月日	議題等
1	H21.5.18	(役員選出) 協議会会長、副会長の選出 (審議) 新年度学校経営方針・年間計画
2	H21.6.16	(説明) 宇土市学校運営協議会規則について (報告) 昨年度学校評価課題への1学期の対策について
3	H21.7.15	(報告) 第1回学校関係者評価の説明と実働組織からの情報交換
4	H21.8.26	(報告) 1学期教育活動の反省について報告・説明 (協議) 学校関係者評価(本年度1回目)を実施
5	H21.9.24	(報告) 小中一貫教育研究報告会に向けた取組の概要を報告 学校運営協議会委員評価書の集計結果の報告
6	H21.11.19	(協議) 小中一貫教育研究報告会反省への意見交換 来月の計画と第2回学校関係者評価の連絡
7	H21.12.21	(報告) 2学期教育活動の反省について報告・説明 (協議) 学校関係者評価(本年度2回目)を実施
8	H22.1.20	(報告) 学校運営協議会委員評価書の集計結果の報告 (協議) 学校評価への意見交換と各実働組織からの連絡・協議
9	H22.2.23	(協議) 学校運営改善策の提案・検討
10	H22.3.17	(協議) 平成22年度の学校行事年間実施計画の策定と、学校運営協議会の運営についての検討

(補記)

- ・この他、学校運営協議会委員が、学校・地域の行事（入学式、運動会、オープンスクール、研究報告会、地域におけるモニュメント作成、卒業式）や、学校のG.Tとして参加するなどしている。

### 2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

2年
2年

学校運営協議会の委員の改選については、委員の互選により選出する。ただし、当該指定学校の長及び教職員は、会長となることはできない。

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

会長は、会議録を調製し、保管しなければならない、とされている。また、協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開するとしている。

- (1)当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
- (2)その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合

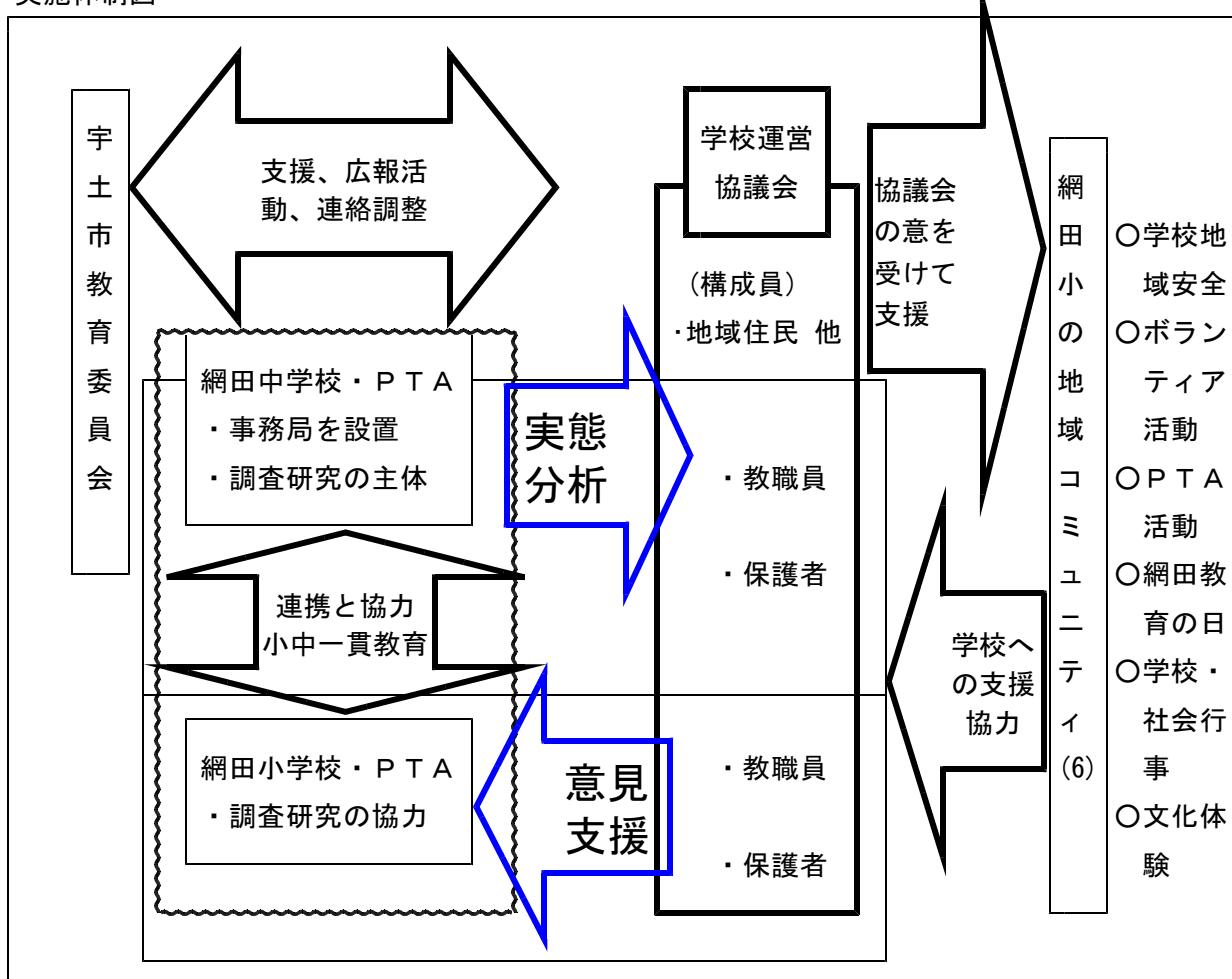
2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。  
3 傍聴人は、会議の進行を妨げてはならない。

また、協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならないとしており、HP等で提供している。

### 3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

- 実施体制は下図のようになっている。協議会が推進委員会としての役割を果たし、実働組織である網田小コミュニティ6つのトップが協議会の委員であるため、その意を受けてすぐに支援に入ることができる。
- 網田小と網田中は小中一貫教育を通じてPTA間の意思疎通も図りやすいため、効果的に連携と協力が行える。

実施体制図



### 4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 児童・生徒アンケート、保護者アンケート、教職員自己評価、毎学期の教育活動の反省等に関する項目の関連性及び、分析と対策を明確化した上で、学校運営協議会に学校関係者評価をしていただく。
- 定例の協議会では、各コミュニティからの学校運営に関する意見・情報交換を図っている。これは、支援組織から見れば双方向の、即効性ある取組となる。

### 5. その他

(別添資料)

- 宇土市学校運営協議会規則 抜粋（平成18年3月2日 教委規則第2号）
- 児童・生徒アンケート、保護者アンケート、教職員自己評価及び学校関係者評価

## 宇土市学校運営協議会規則 (抜粋)

### (指定)

第3条 教育委員会は、協議会の設置により次に掲げる事項を達成できると認められる場合は、協議会を置く学校を指定することができる。

- (1) 教育方針等の学校等の運営に地域のニーズを的確に反映すること。
- (2) 地域の創意工夫を導入し、特色ある学校づくりを推進すること。
- (3) 保護者や地域住民が学校と協働し、責任をもって学校づくりを進めること。

2 教育委員会は、指定をしようとする学校等の長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、前項の指定を行うものとする。ただし、学校等の長の意向については、次条の申請があった場合は、この限りでない。

3 教育委員会は協議会を置く学校の指定をしようとするときは、あらかじめ県教育委員会と協議しなければならない。

- 4 教育委員会は、指定した学校に指定した旨の書面を交付する。
- 5 第1項による指定期間は2年とし、再指定することができる。
- 6 前項の指定期間にようがたい場合は、教育委員会が別に定める。

### (所掌事項)

第5条 協議会は、第3条第1項の指定を受けた学校等（以下「指定学校」という。）に関し、次の事務を所掌する。

- (1) 学校等の運営に関する基本的な方針について毎年度承認すること。
- (2) 学校等の運営実績の承認
- (3) 学校等の運営状況等について毎年度1回以上評価を行うこと。
- (4) 学校等の運営全般について、教育委員会又は学校等の長に対して、意見を述べること。
- (5) 職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、熊本県教育委員会に対して意見を述べること。

### (基本の方針の承認等)

第6条 前条第1号の承認は、指定学校の長が作成した基本的な方針をもとに、その策定期日等を勘案のうえ、次に掲げる事項について行う。

- (1) 教育課程の編成に関する事項。
- (2) 学校経営計画に関する事項。

- (3) 組織編成に関すること。
  - (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
  - (5) 施設管理及び施設整備等の整備に関すること。
- 2 指定学校の長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。
- 3 前条第1項の承認が得られない場合、教育委員会は、協議会委員の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができる。この場合において、当該措置は、承認が得られるまでの間効力を有する。
- 4 指定学校の長は、第1号各号の項目について、前年度の運営実績を毎年5月末までに協議会に報告しなければならない。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 当該指定学校の長
- (4) 当該指定学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

(情報提供)

第13条 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

(禁止行為)

第18条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会の委員としてふさわしくない非行
- (2) 嘗利行為、政治活動、宗教活動等に委員としての地位を利用すること。
- (3) 協議会及び当該指定学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

付 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 学校評価「(中学校)生徒アンケート・ (保護者)アンケート」 集計結果の集

宇土市立網田中学校

平成21年12月21日

		今回		平成 21年7 月				今回		平成 21年7 月					
生徒アンケート(中学校)		全学年		標準第33		標準第15		(保護者)アンケート		全学年		標準第24		標準第15	
番号	質問	1	3	2	1	全平均	全平均	番号	質問	1	3	2	1	全平均	全平均
3	なかよく遊んだり、話したりする友だちはいますか。	1	2	3	4	3.8	3.8	2	お子さんは、学校に行くことを楽しみにしていますか。	1	2	3	4	3.1	3.0
4	心配事や困ったことがあるとき、相談する人がいますか。	1	2	3	4	3.3	3.3								
11	教室の自分の机やロッカーの整理整頓ができますか。	1	2	3	4	3.0	3.0	6	お子さんは、ご家庭で身のまわりの整理整頓ができますか	1	2	3	4	2.4	2.3
9	係活動やそうじ、給食当番などをがんばっていますか。	1	2	3	4	3.2	3.3	7	お子さんは、家の手伝いができますか。	1	2	3	4	2.5	2.4
6	各教科の学習内容は理解していますか。	1	2	3	4	2.8	2.9	8	お子さんは学力が身についていると思いますか。	1	2	3	4	2.7	2.6
7	学校で進んで発表したり、質問したりしていますか。	1	2	3	4	2.4	2.7								
8	家の勉強（家庭学習）はできますか。	1	2	3	4	2.9	2.9	10	お子さんは家の勉強（家庭学習）ができますか。	1	2	3	4	2.7	2.8
14	道路の横断や自転車乗りなど、交通ルールを守っていますか。	1	2	3	4	3.5	3.5	12	お子さんは、道路の横断や自転車乗りなど交通のルールを守っていますか	1	2	3	4	3.2	3.3
15	家のテレビやゲームなどの時間を決めていますか。	1	2	3	4	2.1	2.2	17	「毎月20日はノーメディア」「早寝早起き朝ご飯」は実行されていますか。	1	2	3	4	2.3	2.4
16	早寝、早起きができますか。	1	2	3	4	2.7	3.0								
17	生活ノートを活用していますか。	1	2	3	4	3.0	3.0	16	網田っ子ノート（小）、生活ノート（中）など教師との日常的連携を図っていますか。	1	2	3	4	2.6	2.7

## 平成21年度学校評価 「職員自己評価書」集計結果

各設問に対し、4点:十分できた 3点:おおむねできた 2点:あまりできなかつた 1点:不十分であったで評価してもらい、平均したものです。標準値は2.5となっています。

番号		評価項目	平均	
I 学校運営	1	学校教育目標の達成を目指した教育活動が展開できたか。（「英知」・「高徳」・「鍛錬」の精神のもと、小中一貫教育の推進を通して、自立心と豊かな人間性を持った生徒を育成する）	3.1	
	2	自主・自立の精神や公共心、生命を尊び郷土の伝統や文化を愛する生徒に高まつたか。（高徳）	2.9	
	3	主体的に学び、習得したことを生かして様々な課題の解決に取り組む生徒に高まつたか。（英知）	3.1	
	4	何事にもねばり強い心身ともにたくましい生徒に高まつたか。（鍛錬）	3.2	○
II 確かな学力	5	各教科の基礎的基本的事項を定着させるための、TT授業や少人数授業、習熟度別授業の実施がなされたか。	3.6	
	6	徹底指導と能動型学習に言語活動を位置づけた学習活動のパターン化は図れたか。	3.1	
	7	ゆうチャレンジを活用した学習課題の設定及び定期テスト等における問題開発の工夫ができたか。	3.3	
	8	学習訓練ならびに、生徒の発達段階や学習内容を踏まえた系統的な言語活動の実施がなされたか。	3.1	
	9	キャリア発達と各教科等との関連の分析に基づく授業実践がなされたか。	3.0	△
	10	適切な学習課題（宿題）と家庭学習（自主学習）の評価と指導を行ったか。	3.5	
III 豊かな心	11	生徒会活動や学級活動等の活性化による心の居場所としての学校・学級づくりはできているか。	3.2	○
	12	学校や家庭、地域社会における安全な生活、基本的生活習慣の高まりは見られたか。	3.1	
	13	生徒指導推進委員会（いじめ・不登校対策委員会兼ねる）は機能しているか。	3.2	
	14	オープン・スクールの実施（毎月15日）、保護者参観は効果的に実施されているか。	2.3	△
	15	スクールカウンセラーや心の教室相談員、家庭・地域や関係機関との緊密な連携はなされているか。	3.4	
	16	いじめ・不登校解消に向けた手立ての明確化と学校全体での組織的な対応はなされているか。	3.1	
	17	学級活動や生徒会活動などで、自分の係の仕事を責任持ってやりとげることができているか。	3.3	○
	18	地域の伝統・文化や先人に学ぶ体験活動や社会奉仕体験活動及び、高齢者・障がい者等との交流活動等の実施がなされているか。	2.9	
IV 健 康 体 力 増 進	19	安全な生活、交通指導、災害や不審者等への対応の徹底と命を守る教育の充実を図っているか。	3.3	○
	20	安全点検の実施による事故防止の徹底が図られているか。	3.2	
	21	健康観察と健康診断結果の保護者への連絡（連携）及び指導の徹底はなされているか。	3.1	△
	22	食育実践マニュアルを活用した指導の充実、残滓ゼロの推進がなされているか。	3.7	
	23	全校体育（毎週火・木曜日に15分間設定）及び部活動等の充実は図られているか。	3.3	
	24	性教育、薬物乱用防止指導の充実と保健便り等による保護者等への啓発は図られているか。	3.2	
V コ ミ ュ ニ テ ィ	25	学校便りや学年・学級だより等により、保護者や地域住民へ情報提供がなされているか。	3.5	
	26	小中学校合同の学校運営協議会の設置及び学校評価に基づく学校運営の改善はなされているか。	3.3	
	27	地域との連携による読み聞かせ活動（オレンジのとびら）等、地域の教育人材をGTとして、教育活動に活用できたか。	3.8	○
	28	生活ノートの活用による教師と生徒の信頼関係づくり、定期的な教育和談は実施されているか。	3.4	
	29	家庭や地域との連携による「毎月20日は-/メディア」「早寝早起き朝ごはん」の推進がなされているか。	2.5	△

## 学校関係者評価(文書記述)集計結果とその対策

### 生徒・保護者の学校評価、教職員自己評価における課題 と その対策

I	学校運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粘り強さが高まった理由を知りたい。</li> <li>・生徒の自己評価で、「相談する人がいますか」で2人が1の評価、これをどう把握しているのか。 (対策)→スクールカウンセラーや心の教室相談員等で相談体制を整備しカウンセリングを図っている。自分から相談しようという子どもを育てる。家庭でもきちんと言える子どもに育てたい。</li> </ul>
II	確かな学力	特になし
III	豊かな心	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校の現状について良くなってきてているのか。 →(対策)30日以上を不登校としているが、不登校傾向の子を含めての対応をしている。保健室登校の生徒には、市の非常勤講師を充て学力向上を図っている。</li> <li>・保護者の自己評価の項目で、学校での出来事や学習の様子などを「子どもが、家族に話しますか」から「保護者は聞きますか」という表現に変えてみたい。</li> <li>・身の回りの整理ができていないことについて。親も整理できるようにしたい。親子のコミュニケーションを深めていく必要があるのでは。</li> </ul>
IV	健康体力増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯磨きの時間のチェックをしたい(小学校)。</li> </ul>
V	コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーメディアの評価が厳しいのではないか。保護者と相談していくべきでは。自己管理としてのノーメディアが有効か考えてほしい。</li> <li>・「毎月20日はノーメディア」を変えるならば、キヤッチフレーズを変えないと。「毎月20日」は「網田の日(食卓を囲む日)」という趣旨からでPTAで取り組んだという経緯がある。全体(生徒)に考えさせてもいいのでは。どうやったら達成できるのか(どんなルールを作るか)を考えさせたらいい。これは家庭教育の部分であり、この意味をどう捉えるのかが重要である。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校へ行ってからカルチャーショックを受けるだろうという現実を考える。</li> <li>・オープンスクールの取り組みはどうなっているのか。何%ぐらいの参加か。 (対策)小学校は40~50%くらいなのに。中学校では、行事と併用して実施すると効果があるのでは。</li> </ul>

## 平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな) 学 校 名	( せたがやくりつ やはたちゅうがっこう ) 世田谷区立八幡中学校																																											
(ふりがな) 所 在 地	( せたがやく どろき ) 東京都世田谷区等々力6-4-1																																											
電話番号	03(3701)2161				F A X番号	03(3701)2164																																						
学級数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>4年</th> <th>5年</th> <th>6年</th> <th>特支</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>児童・生徒数</td> <td>64</td> <td>69</td> <td>68</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>201</td> </tr> <tr> <td>(特支)</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>									1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計		2	2	2				2	8	児童・生徒数	64	69	68					201	(特支)	2	6	4					12
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計																																				
	2	2	2				2	8																																				
児童・生徒数	64	69	68					201																																				
(特支)	2	6	4					12																																				
教職員数	27人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日 平成17年3月22日																																										
学校運営協議会の 委員数・構成	10人	内 保護者代表2人、地域代表2人、卒業生代表1人、 訳 関係小学校保護者2人、学識経験者1人、 教職員(学校長)1人、その他学校と関係のある者1名 学校運営協議会代表者(会長等)：部活・ステップ活性化委員会委員長																																										
その他	以下のように毎年数々の研究指定を受ける。 平成15～16年度世田谷区教育委員会 研究課題校 平成17年度 世田谷区教育委員会 特別支援教育モデル校 平成18年度 世田谷区教育委員会 世田谷区教育ビジョン推進研究開発校 (日本語教育特区パイロット校) 平成19年度 世田谷区教育委員会(仮称)小中一貫教育推進校 平成19年度～ 総務省ICT地域教育情報基盤整備研究校 平成20年度～ 世田谷区教育委員会 世田谷9年教育パイロット校 平成21年度 世田谷区教育委員会 せたがや学校エコライフ活動モデル校 平成21年度～ 世田谷区教育委員会 ICT活用教育センター校 平成21年度～ 世田谷区教育委員会 世田谷区教育ビジョン推進研究開発校 (教科「日本語」)																																											

(平成22年 7月 1日時点)

### I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

#### 1. 「学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）」指定前の状況



○ 世田谷区は平成9年度に全国に先駆けて「地域とともに子どもを育てる学校」の基盤となる「学校協議会」を組織し積極的に取り組んできたが、八幡中学校ではそれ以前から、町会や自治会、商店会、青少年委員、民生・児童委員等で構成される青少年九品仏地区委員会と、子どもの健全育成を図る取り組みがあった。

○ 具体的には、「親子盆踊り大会」「バスハイク」や「新春餅つき大会」の地区委員会が主催する地域行事に、生徒をボランティアとして参加させてきたことである。



○ また、平成7年の阪神淡路大震災直後からは地域防災についても九品仏出張所、消防署、警察署等の関係者を含め協議し、「地区防災訓練」にも多くの生徒が参加するようになったことなど、地域との連携については先駆的な学校であった。



## 2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 平成15・16年度世田谷区教育委員会、「魅力ある学校づくりを目指した教育活動の創造」をテーマに研究を重ねた。その取り組みの中でも「地域の期待に応え、地域とともに子どもを育てる教育を推進することが魅力ある学校づくりにつながる」という仮説の基に、「学校協議会」の活動を基盤とした地域での充実した生徒の体験活動も実践し、生徒一人一人が新たな自分の可能性を見いだし自信につながるなどの成果があった。
- このような実践から、平成17年度からコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度、世田谷区では「地域運営学校」）として世田谷区教育委員会より指定を受けた。



## 3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

現在、世田谷区では、42校（小学校29校、中学校13校）が、地域運営学校（コミュニティ・スクール）の指定を受けている。世田谷区で初めて5校（小学校3校、中学校2校）が、平成17年3月22日地域運営学校の指定を受けた。その中の1校が八幡中学校である。そして、5校は、平成17年4月1日のスタートに向け準備を進めた。

地域運営学校のスタートにあたり、学校運営委員会が円滑に運営できるように、5校の校長は、世田谷区教育委員会と「世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則」（別紙1）を基に、「世田谷区学校運営委員会運営要綱」（別紙2）「世田谷区学校運営委員会会議要綱」（別紙3）作成のための意見交換をした。そこでは、学校運営委員会委員の研修、学校運営委員会の傍聴や学校運営委員会だよりの発行等について協議し、以下のような内容が確認された。

### ○ 学校運営委員会委員の研修について

⇒ 教育委員会は運営委員会委員を対象とした研修や情報交換の機会を設けるよう努めなければならない。また必要に応じ運営委員会委員を他自治体等が開催する研修に参加させることができる。（「世田谷区学校運営委員会運営要綱」（委員の研修）第15条）（別紙2参照）

### ○ 学校運営委員会の傍聴について

⇒ 運営委員会は公開とし、傍聴を希望する者があるときは、これを認めるものとする。ただし、個人情報や児童・生徒の安全対策等、会議を公開することが適切でないと運営委員会が認めた議題を検討する場合は、非公開とし、傍聴を認めないものとする。（「世田谷区学校運営委員会会議要綱」9. 傍聴（1））（別紙3参照）

### ○ 学校運営委員会だよりの発行について

⇒ 運営委員会は会議の要旨をまとめた議事録を作成し、個人情報、児童・生徒の安全対策等公開することが適切でないと運営委員会が認めた情報を除き、公開する。議事録要旨の公開方法については、学校だよりへの掲載等、運営委員会が適切と考える方法で行う。（「世田谷区学校運営委員会会議要綱」13. 議事録の公開（1）（2））（別紙3参照）

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 八幡中学校の教育目標の改定について（平成20年度）

生徒が、教育目標を尋ねられたら答えられるように、分かりやすいものに変えて欲しい。

【学校運営に関する事項に対するもの】

- 中学校出前説明会の実施について

小学校4・5・6年保護者を対象とした中学校説明会を1学期に実施して欲しい。

- 生徒会訪問の実施について

生徒会役員が、小学校の朝会に訪問し、全校児童に学校行事の案内等を行って欲しい。

- 学校行事の見直しについて

保護者地域が参加しやすいような時間設定にして欲しい。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 通常の学級の教育の充実について

全教科に専任教員の配置、非常勤教員の配置、区費非常勤講師時間数の増加、教科「日本語」担当区費講師の育成をして欲しい。

- 特別支援学級の教員等の体制について

特別支援学級支援員の勤務条件の検討、特別支援学級介添員の勤務日数の増加をして欲しい。

- 部活動支援員の予算の増額について

新入生徒が期待する部活動数の多さと活発さを維持・発展するために、部活動支援員の予算の増額をして欲しい。

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関するここと】

- 教育目標を「自主・自律・自尊」と覚えやすい言葉への改定を行った。また、平成21年4月・22年4月と毎年朝礼で教育目標についての話をし、理解を深めている。

【教育活動に関するここと】

- 八幡中学校の教育を理解してもらうために、平成22年7月2日と5日に、校長が学区内2小学校へ訪問し、4・5・6年保護者を対象に中学校説明会を行った。



- 学校行事の理解と小学生の参加を呼びかけるために、平成22年5月22日に、生徒会役員が学区内2小学校の朝会に訪問し、運動会の案内を行った。10月18日には、学芸発表会の案内を行う予定である。



- 運動会の開始時刻を9時から9時30分にし、保護者や地域の方が開会式から参加しやすい時間設定にした。

【教職員の任用に関するここと】

- 音楽科・英語科で非常勤教員が配置され、全教科で専任教員が配置された。

- 英語科・理科で区費講師が配置された。

- 特別支援学級介添員の勤務日数が増加された。

## 6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

### 【学校（教職員）側】

- 学校だけでは判断に迷うことも、保護者や地域の代表が参加している学校運営委員会で検討できるようになったことで、学校運営をよりスムーズに行えるようになった。
- 小学校保護者の考えを知ることができ、とても参考になった。
- 職員会議への委員の参加をはじめ、保護者や地域と接する機会が増えすることで、教員の意識改革が進んだ。

### 【教育委員会側】

- 教育ビジョンの柱「地域とともに子どもを育てる教育」を推進した。
- 学校教育活動の充実に向けた気運等が高まった。
- 学校を保護者や地域が支えることによる安心感が高まった。
- 学校・家庭・地域間の信頼関係や教育力が高まった。

### 【園児・児童・生徒側】

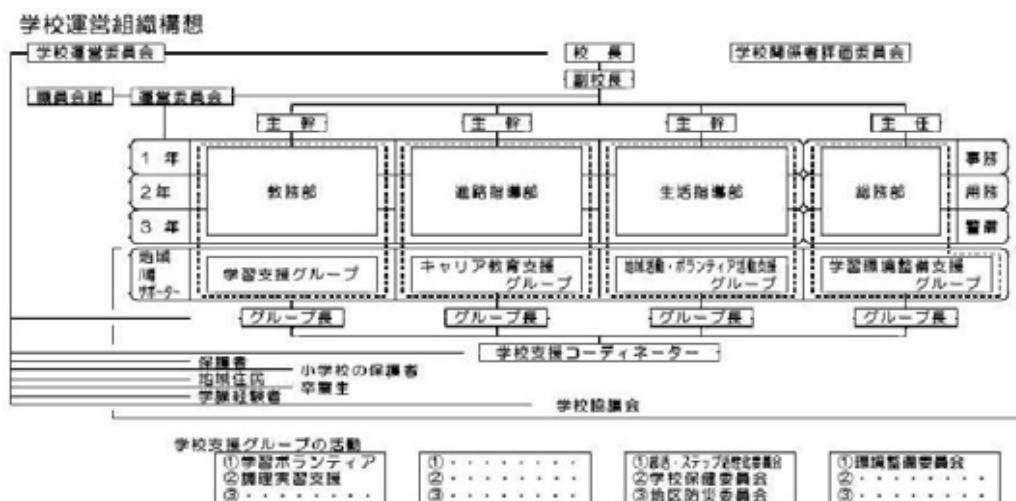
- 子どもの地域に対する理解と地域活動やボランティアへの関心がより一層高まった。また、地域との関わりが増えることにより、地域の一員としての意識が高まった。
- 部活動について、土曜日と日曜日のクラブチーム化を図り実施することで、充実した活動が行われるようになった。

### 【保護者側】【地域側】

- これまで保護者や地域には伝えることがなかった様々な学校の状況を理解してもらえるようになった。また、学校の状況を理解してもらえるようになったことで、保護者や地域の学校への協力がより深まった。
- 子どもの地域活動の参加が増え、地域の絆が強まり、地域活動が活性化してきた。

## 7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 活発な意見交換はなされるが、具体的な改善策の提案がなされない。
- 学校運営委員会委員の理解したことが、十分に保護者・地域に周知されていない。
- 地域の方々にご協力をいただいてのボランティア事業を一層充実させる。
- 学校組織と一体となった学校支援組織を構築させる。
- 学校支援組織のまとめ役となる学校支援コーディネーターを選出する。
- 地域教育基盤をいかにして構築していくか。



## 8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

学校選択制をとらない世田谷区では、2つ小学校と1つの中学校がそれぞれ別々の「子ども像」ではなく、学校・家庭・地域が共通の理念の基に、義務教育9年間で子どもを育てるることを大切に考えている。

そして、世田谷区では、小・中学校の主体性や特色を大切にしながら、小・中学校が一体となり、義務教育9年間を通した教育、「世田谷9年教育」を推進している。

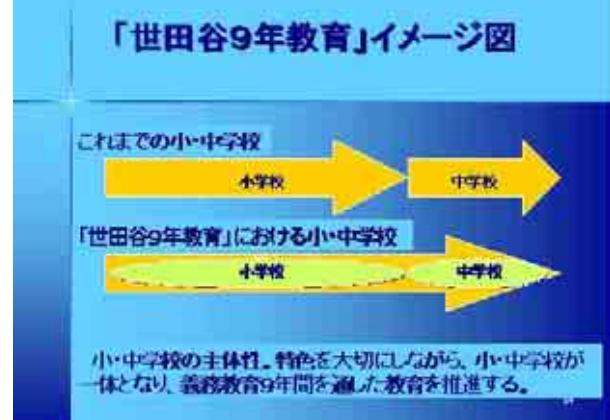
そのために、2つ小学校と1つの中学校が、1つのグループとしての教育目標を掲げ義務教育9年教育を推進していかなければならぬ。

また、小学校と小学校、2つの小学校と中学校が連携したカリキュラムを編成したり、生活指導等での共通理解を図り、共通実践を進めていかなければならぬ。そして、今後は、幼稚園・保育園まで広げて連携を深めていくことも視野に入れていく。

「地域の子ども」として育していくために、各学校の支援組織と地域教育基盤の構築を行っていく。

幼稚園・保育園を含め、小・中学校が連携して、また、学校・家庭・地域が連携して、「地域運営学校」としての取り組みを進めていくことは、義務教育の9年間を地域と関わりながら過ごしていく上で重要であると考える。

以上のことから、本当の意味での「地域の学校」「地域のための学校」「地域とともに子どもを育てる学校」を創造できると考える。



## 世田谷区地域教育基盤(イメージ図)



## II 学校運営協議会の実際の運営状況等

### 1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年10回開催)

回	年月日	議題等
1	H21. 4. 23	(報告・連絡事項) ①平成21年度学校運営基本方針の確認②教職員の異動と校内人事③教職員構成④学校規模と生徒の状況 (協議事項) ①平成21年度の決算②平成21年度の学校関係者評価委員及び学校協議会委員・学校評議員 (その他) ①平成22年度の学校運営委員会の年間開催計画
2	H21. 5. 27	(報告・連絡事項) ①学校運営②評価・評定③創立60周年記念誌③部活動合 (協議事項) ①平成21年度教育計画②平成21年度予算の承認③運動会④学習ボランティア
3	H21. 7. 8	(報告・連絡事項) ①新型インフルエンザのこれまでの対応②修学旅行③学芸発表会④創立60周年記念事業④部活動合宿⑤学校評価 (協議事項) ①教育ビジョン推進研究課題校としての取り組み②運動会の生徒アンケート③今後の学芸発表会
4	H21. 8. 24	(報告・連絡事項) ①2学期の主な行事②夏季休業日期間中の取り組み③新型インフルエンザの2学期以降の対応④60周年記念事業 (協議事項) ①職員会議に参加して②1学期の学校運営の状況と2学期以降の取り組み③平成22年度の教育課程編成と人事構想
5	H21. 9. 30	(報告・連絡事項) ①新型インフルエンザのこれまでの対応②修学旅行の実施報告③創立60周年記念事業の進捗状況 (協議事項) ①人事異動・人事構想②学校評価
6	H21. 11. 5	(報告・連絡事項) ①創立60周年記念事業②学芸発表会③新型インフルエンザのこれまでの対応④学校関係者評価及び自己評価⑤保育園の建設 (協議事項) ①教職員の定期異動②行事の見直し
7	H21. 12. 16	(報告・連絡事項) ①新型インフルエンザの対応②学校関係者評価及び自己評価 (協議事項) ①平成22年度教育課程編成
8	H22. 1. 21	(報告・連絡事項) ①平成22年度教育課程編成②新型及び季節性インフルエンザ・感染性胃腸炎(ノロウィルス)の感染予防 (協議事項) ①学校評価
9	H22. 2. 18	(報告・連絡事項) ①平成22年度教育課程の編成②「世田谷9年教育パイロット校」の取り組み (協議事項) ①学校評価②平成22年度学校経営方針③平成22年度教育課程(届)
10	H22. 3. 15	(報告・連絡事項) ①教職員の人事異動②学校運営③平成22年度教育課程の編成④平成22年度の特別支援学級の支援員及び介添員 (協議事項) ①平成22年度の「世田谷9年教育パイロット校」の取り組み②学校運営委員会の改選 (その他) ①3校合同学校運営委員会②平成22年度の予定
(補記)		
・議題等は、記入内容の他、「職員会議の内容」「校長連絡会の内容」等の報告を行っている。		
・委員は、この他に、学校行事(入学式、卒業式、運動会、学芸発表会、学校公開週間等)・地域行事や職員会議等に参加している。		

## 2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

4年

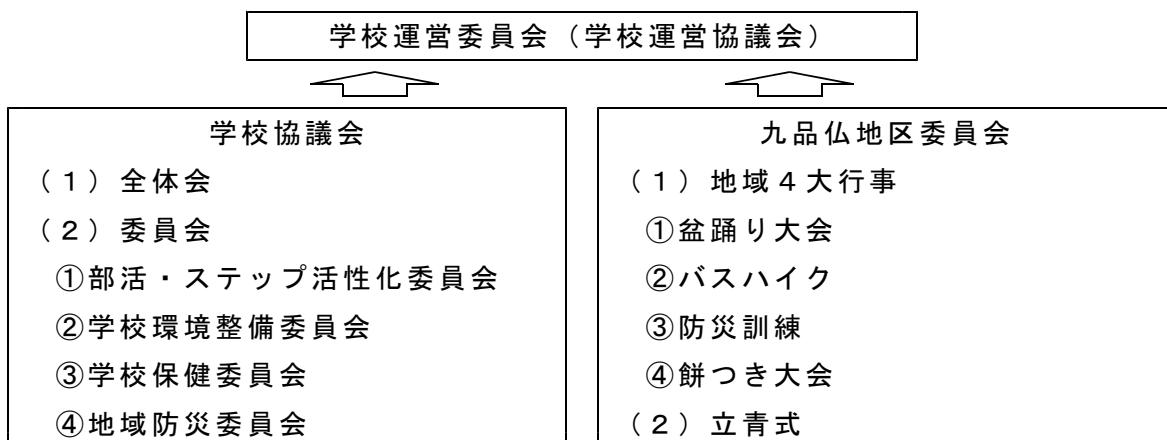
2年

- ・委員の任期は、2年以内とし再任を妨げない。また、通算で8年を上回らない。
- ・当該指定学校の校長を除き、委員の選出（改選）については、候補者を、書類審査又は面接、若しくは当該指定学校からの聞き取り等により、教育委員会が審査を行い決定する。

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

- ・運営委員会（学校運営協議会）は活動の状況等について、保護者・地域住民等への情報提供を行う。
- ・運営委員会（学校運営協議会）は会議の要旨をまとめた議事録を作成し、個人情報、児童・生徒の安全対策等公開することが適切でないと運営委員会が認めた情報を除き、公開する。
- ・議事録要旨の公開方法については、学校だよりへの掲載等、運営委員会が適切と考える方法で行う。

## 3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況



- 上図のように、学校運営委員会は「青少年九品仏地区委員会」と「学校協議会」を基盤とした組織に支えられて成り立っている。
- 「学校協議会」は、「全体会」と「部活・ステップ活性化委員会」「学校環境整備委員会」「学校保健委員会」「地域防災委員会」の4委員会からなる。
- 「部活・ステップ活性化委員会」では、部活動と中学生の放課後などの居場所づくりとして作られたステップ活動について協議している。部活動指導では、部活動支援員のことや、土日の部活動のクラブチーム化を図ることについて協議した。現在、サッカーチームと野球部が土日の活動をクラブチーム化を図り行っている。また、ステップ活動では、現在、「おやじの会」が行う「バンドセミナー」と地域の小学生も参加しての「ヒップ・ホップ・ダンス」が行われている。

- 「学校環境整備委員会」では、PTAやPTAのOBの方々の「花づくりサークル」を中心に、生徒も参加して、学校の花壇の整備活動をしている。
- 「学校保健委員会」では、校医との意見交換を中心に子どもの生活実態や健康に関して協議している。この委員会での話題から、「基本的生活習慣の確立」について等、小中連携して取り組んだ課題もある。また、PTAが主催して「簡単朝ご飯」研修会が開催された。そこでは、各家庭から募集した「お薦め朝食メニュー」のレシピがまとめられた。
- 「地域防災委員会」では、関係する町会・自治会と協力し、防災訓練や避難所運営等について協議している。「避難所運営マニュアル」が作成され、それに沿った訓練などを実施している。
- 「青少年九品仏地区委員会」は、地域行事でのボランティア活動と「立青式」（14歳を迎える生徒の前途を地域の方々とともに祝いする式）、地域防災会議にも関わり支援していただいている。



#### 4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 世田谷区では、生徒、保護者、地域の方にアンケートを実施し、学校を良くするための改善点を見つけだし、話し合いのきっかけとするように区内全小・中学校で学校関係者評価委員会を設置している。
- 委員としては、地域関係者（学校協議会委員）、保護者、元保護者（生徒が卒業後3年以内）、卒業生、自校と直接関係のない第三者（学識経験者等）の5名～7名で構成されている。
- 役割としては、生徒、保護者、地域の方への学校外部評価アンケートの実施し、その集計結果から、学校運営を客観的に分析し、学校の良い点や課題について建設的な意見を述べることにある。
- そして、学校外部評価を学校の改善につなげることができるように、適切な助言や提案を学校運営委員会に行う。
- この学校関係者評価評価のシステムは、これまでの教職員による学校内部評価に加え、生徒をはじめ保護者や地域の方々の評価を受ける。
- また、その評価を公開することにより、評価の客観性が保たれるとともに、学校運営への参画意識を醸成され、持続的な改善が図られることにより、地域に愛され信頼される学校づくりにつながることを目的としている。

#### 5. その他

##### （別添資料）

- 世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則（別紙1）
- 世田谷区学校運営委員会運営要綱（別紙2）
- 世田谷区学校運営委員会会議要綱（別紙3）

## 世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づき設置する世田谷区学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (呼称)

第2条 協議会は、学校運営委員会と称する。

### (承認事項)

第3条 法第47条の5第3項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理に関すること。
- (2) 組織の編成に関すること。
- (3) 配布予算の執行計画に関すること。

### (指定及び指定の取消しの手続)

第4条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）は、協議会を置く小学校又は中学校として指定する学校（以下「指定学校」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該指定学校の校長の意見を聴く機会を設けるものとする。

- 2 委員会は、指定学校を指定したときは、その旨並びに指定の期間の開始日及び満了日を告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、法第47条の5第7項の規定による指定学校の指定の取消しについて準用する。この場合において、前項中「その旨並びに指定の期間の開始日及び満了日」とあるのは、「その旨及び指定の取消日」と読み替えるものとする。

### (指定の期間)

第5条 前条第2項に規定する指定の期間は、4年とする。

2 前項の期間は、これを更新することができる。

3 前条第1項及び第2項の規定は、前項の規定による指定学校の指定の期間の更新について準用する。

### (組織)

第6条 協議会は、次に掲げる者のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 当該指定学校の所在する地域の住民
- (2) 当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 当該指定学校を卒業した者その他の当該指定学校に關係を有する者
- (4) 学識経験者
- (5) 当該指定学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、委員会が特に必要があると認める者

(任期)

- 第7条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。
- 2 前条第1号及び第2号に規定する委員が前項の任期の間に同条第1号及び第2号に規定する委員たる要件を欠くに至った場合においては、当該委員の任期は、当該要件を欠くに至った日までとする。ただし、委員会が必要があると認めたときは、この限りでない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(免職)

- 第8条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を免ずる。

- (1) 職務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行のあったとき。
- (4) 会議の正常な運営に協力しないとき。
- (5) 法第47条の5第7項の規定により当該指定学校の指定が取り消されたとき。

(委員長等)

- 第9条 協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

(招集)

- 第10条 協議会は、委員長が招集する。

(会議)

- 第11条 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

- 第12条 協議会は、必要があると認めたときは、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

- 第13条 この規則の施行について必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

## 世田谷区学校運営委員会運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号、以下「法」という）第47条の5第1項の規定に基づき設置する世田谷区学校運営委員会（以下「運営委員会」という）の運営等に関し、世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則（平成16年12月世田谷区教育委員会規則第18号、以下「学校運営協議会規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (運営委員会の責務)

第2条 運営委員会は、学校協議会制度の導入の趣旨を踏まえ、保護者、地域住民、児童及び生徒等の意見、要望等を把握し、学校運営の改善に反映するよう努めなければならない。

### (承認事項)

第3条 学校運営協議会規則第3条に規定する事項は以下のとおり。

- (1) 配布された予算内における学校施設の管理・使用・修繕等の基本方針
- (2) 学級編成の基本方針
- (3) 委員会、研究部会等、学校組織の設置に関する基本方針
- (4) 配布予算の執行に関する基本方針

### (不承認の対応)

第4条 当該指定学校の校長は、運営委員会から承認を受けられなかつた方針について、再考を図り、再度運営委員会に承認を求めるものとする。なお、運営委員会の承認を得られない期間は、校長の判断で学校運営を行うものとする。

### (運営委員会の職務等)

第5条 運営委員会は法及び学校運営協議会規則に基づき、以下の職務を行うものとする。

- (1) 法及び学校運営協議会規則に基づく、当該指定学校が作成する学校運営等に関する基本方針の承認。
- (2) 当該指定学校の教職員の採用、昇任、転任に関する必要な意見を任命権のある教育委員会に書面を持って述べることができる。任命権が都教育委員会の場合は、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という）を通して行うものとする。
- (3) 当該指定学校の運営に関して、教育委員会及び当該指定学校の校長に原則書面を持って必要な意見を述べることができる。

### (運営委員会への報告及び説明)

#### 第6条

- (1) 当該指定学校の校長は、運営委員会の承認を得た学校運営等の基本方針の進行状況等について、適宜、運営委員会に報告しなければならない。
- (2) 教育委員会及び当該指定学校の校長は、運営委員会が適切な活動が行えるよう、必要な情報の提供及び説明に努めなければならない。

### (保護者・地域等への情報提供)

第7条 運営委員会は活動の状況等に関して、保護者・地域住民等への情報提供を行わなければならない。

### (児童・生徒の意見聴取)

第8条 運営委員会は当該指定学校の校長の同意を得て、当該指定学校の児童又は生徒から意見を聴取することができる。なお、児童又は生徒から意見を聴取するさいには、児童又は生徒の発達段階に応じて必要な配慮を取らなければならない。

(教育委員会による指導)

第9条 教育委員会は、運営委員会の機能が果たされず、当該指定学校の学校運営に支障が認められる場合又は支障が生じると認められる場合には、運営委員会に対し必要な指導、助言を行う。

(指定の取り消し)

第10条 教育委員会が以下の事由に該当すると認めた場合は、運営委員会設置の指定を取り消すものとする。

- (1) 学校長と運営委員会の意見が対立し、結果として当該指定学校の学校運営に支障が認められる場合又は支障が生じると認められる場合。
- (2) 運営委員会として意思形成が行えない場合。
- (3) 運営委員会の活動の実績が認められない場合。
- (4) その他教育委員会が運営委員会の継続が困難と判断した場合。

(指定の期間の更新)

第11条 規則第5条第2項の指定の期間の更新については、指定期日の3ヶ月前までに地域運営学校指定更新申請書（別記様式1）を教育委員会に提出するものとする。

(委員の選出)

第12条 当該指定学校の学校長を除き、委員の選出については、以下の者を候補者とし、書類審査又は面接、若しくは当該指定学校からの聞き取り等により、教育委員会が審査を行い決定する。

委員は他の指定学校の委員を兼ねることができる。

- (1) 当該指定学校の所在する地域住民については、当該指定学校の学校協議会より推薦を受けた者
- (2) 当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者については、当該指定学校PTAより推薦を受けた者
- (3) 当該指定学校を卒業した者については、委員就任時に原則として20歳以上40歳未満の者で、当該指定学校同窓会からの推薦又は当該指定学校校長の推薦、若しくは公募に応募した者
- (4) 学識経験者については、当該指定学校の校長が推薦した者
- (5) 当該指定学校に関係を有する者については、当該指定学校が小学校の場合は、学区内に所在する幼稚園又は保育園に通い、卒園後当該指定学校に就学予定の児童の保護者で、当該指定学校の校長の推薦又は公募に応募した者。ただし、学区内の幼稚園又は保育園の設置状況や、当該指定学校への進学状況等を考慮し、学区外の幼稚園又は保育園に通う児童の保護者でも候補者とすることができます。当該指定学校が中学校の場合は、学区内に所在する小学校に在籍し、卒業後当該指定学校に就学予定の児童の保護者で、当該指定学校の校長の推薦又は公募に応募した者
- (6) その他教育委員会が必要と認めた者

(委員の人数)

第13条 学校運営協議会規則第6条に規定する委員の人数については、以下の通りとする。

- (1) 当該指定学校の所在する地域住民については、2名以上とする。
- (2) 当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者については、2名以上とする。
- (3) 当該指定学校を卒業した者については、1名以上とする。
- (4) 学識経験者については、1名以上とする。
- (5) 当該指定学校に関係を有する者については、1名以上とする。

(委員の報酬)

第14条 運営委員会委員の報酬及びその支給方法については、世田谷区非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第28号）及び世田谷区教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和40年5月世教委訓令甲第1号）の定めるところによる。

(委員の研修)

第15条 教育委員会は運営委員会委員を対象とした研修や情報交換の機会を設けるよう努めなければならない。また必要に応じ運営委員会委員を他自治体等が開催する研修に参加させることができる。

(委員長)

第16条 運営委員会の委員長は、学校長以外の委員が就任するものとする。

(委員の代理出席)

第17条 当該指定学校の学校長が、病気その他の理由で運営委員会に長期出席できない場合は、副校長が代理で出席する。

(委員の任期)

第18条 委員の任期は通算で8年を上回らないものとする。

(委員の解任)

第19条 教育委員会は、学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、委員を解任する場合は、書面により通知するものとする。ただし、本人と連絡を取ることが困難な場合は、この限りではない。

(委員の辞任)

第20条 委員は病気、その他の理由により、その職を辞する場合は、辞任届（別記様式2）により教育委員会に申し出なくてはならない。

(欠員が生じた場合の委員の任命)

第21条

- (1) 委員に欠員が生じた場合、教育委員会は早急に新たな委員を任命するものとする。
- (2) 当該指定学校の所在する地域住民及び当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者の委員に欠員が生じている期間については、運営委員会の開催は行わないものとする。ただし、承認行為等で早急な対応が必要な場合は、この限りではない。

(教育委員会への報告)

第22条 運営委員会は、各学期の終了時に教育委員会に対して活動状況等を報告しなければならない。

(事務)

第23条 運営委員会の事務は当該指定学校が行う。

(会計)

第24条 委員の報酬については、教育委員会事務局が支出する。その他、運営委員会の運営に必要な経費は、当該指定学校で対応するものとする。

(委任)

第25条 この要綱に定めるものの他、運営委員会の運営等に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める規則等による他、運営委員会と教育委員会が協議の上決定する。

附則

この要綱は平成17年3月1日から施行する。

附則 (平成19年6月4日19世教生第266号)

この要綱は平成19年6月15日から施行する。

附則 (平成21年3月18日20世教生第1541号)

この要綱は平成21年3月27日から施行する。

## 世田谷区学校運営委員会会議要綱

### 1. 目的

この要綱は、地方教育行政組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号、以下「法」という）第47条の5第1項の規定に基づき設置する世田谷区学校運営委員会（以下「運営委員会」という）の運営等に関し、世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則（平成16年12月世田谷区教育委員会規則第18号、以下「学校運営協議会規則」という）に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項を定めるものとする。

### 2. 開催回数

運営委員会については年間6回以上開催し、開催時間は各運営委員会において決定する。

### 3. 委員長・委員長職務代理者の互選

- (1) 規則第9条第1項及び第3項で規定する委員長・委員長職務代理者の互選については、無記名投票により委員の多数決をもって決める。ただし、異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。
- (2) 指名推薦の方法を用いるときは、被指名人をもって当選人に定めるかどうかを運営委員会に諮り、委員全員の同意があった者をもって当選人とする。
- (3) 委員長が決定するまでは、当該指定学校の校長が運営委員会の進行を行う。

### 4. 委員の招集

- (1) 委員長は運営委員会を開催しようとする場合は、書面を持って委員へ連絡を行う。
- (2) 委員長は議事日程を作成し、議題に承認事項がある場合は、開会の日前3日までに委員に関係書類を送付する。ただし、急を要する場合は、これを当日配布することができる。

### 5. 委員の欠席

委員が欠席しようとするときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

### 6. 運営委員会の進行

運営委員会の開会及び閉会は、委員長がこれを宣言し、運営委員会の進行は委員長が行う。

### 7. 承認方法

- (1) 承認の表決を行うさいには、委員長は宣告を行わなくてはならない。
- (2) 表決は挙手をもって行うものとするが、委員長が認めた場合は記名投票、無記名投票での表決を行うことができる。
- (3) 挙手による表決を行う際には、委員長は議題を承認する者を挙手させ、その挙手者の人数をもって可否の結果を宣告する。
- (4) 表決を行うさいには、委員長も加わるものとする。
- (5) 委員は自己の表決について訂正を行うことはできない。

### 8. 異議の有無による表決

- (1) 委員長は、前項の規定にかかわらず、議題について異議の有無を会議に諮ることにより表決とすることができる。
- (2) 委員長は、異議がないと認めたときは、可決の旨を宣告しなければならない。

## 9. 傍聴

- (1) 運営委員会は公開とし、傍聴を希望する者があるときは、これを認めるものとする。  
ただし、個人情報や児童・生徒の安全対策等、会議を公開することが適切でないと運営委員会が認めた議題を検討する場合は、非公開とし、傍聴を認めないものとする。
- (2) 以下の者は傍聴を認めないものとする。
- ① 棒、凶器等他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
  - ② 垂れ幕、プラカード等意思を表示する物を携帯している者
  - ③ 酒気を帯びている者
  - ④ 議事を妨害するおそれがあると認められる者

## 10. 傍聴の人数

傍聴の人数については、運営委員会が開催される会場の規模等を考慮し、委員長が決定する。

## 11. 傍聴の手続き

傍聴人の決定は以下の手続きにより行う。

- (1) 傍聴しようとする者に対して、運営委員会が定める書面で、会議の30分前までに傍聴の申し込みを行わせるものとする。
- (2) 委員長は傍聴の申し出に対して、傍聴の許可、不許可を決定し、書面又は口頭にて、傍聴の申込者に伝えるものとする。
- (3) 傍聴申込者が定員に満たない場合は、申請順に傍聴を許可し、傍聴申込者が定員を超えた場合は、委員長の決するところによる。

## 12. 規律

委員長は、傍聴人に対し以下の事項を守らせ、これに違反する者には、退席を命じることができる。

- ① 傍聴者の発言、私語は禁止する。また、拍手その他の方法で賛否を表明してはならない。
- ② 机や椅子を叩く、音楽を流す等して議事を妨害してはならない。
- ③撮影、録音等をしてはならない。ただし、委員長が許可した場合はこの限りではない。
- ④ 運営委員会の資料等は受け取れない。ただし、委員長が許可した場合はこの限りではない。
- ⑤ 個人情報等傍聴が不可の事項を協議する際には、委員長の指示に従い退席すること。
- ⑥ 決められた席に座り傍聴すること。
- ⑦ 飲食、喫煙は禁止する。
- ⑧ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。
- ⑨

## 13. 議事録の公開

- (1) 運営委員会は会議の要旨をまとめた議事録を作成し、個人情報、児童・生徒の安全対策等公開することが適切でないと運営委員会が認めた情報を除き、公開する。
- (2) 議事録要旨の公開方法については、学校だよりへの掲載等、運営委員会が適切と考える方法で行う。

## 14. その他

この要綱に定めるものの他、会議に関して必要な事項は、運営委員会と教育委員会が協議の上決定する。

### 附 則

この要綱は平成17年4月1日より施行する。

## 平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな) 学 校 名	(さがしりつ じょうなんちゅうがっこう) 佐賀市立 城南中学校							
(ふりがな) 所 在 地	( さがし みなみさが ) 佐賀県佐賀市南佐賀一丁目20番1号							
電話番号	0952(24)4338			FAX番号	0952(24)4339			
学級数		1年 5	2年 4	3年 5	4年	5年	6年	特支 計 15
児童・生徒数		162	160	172				494
	(特支)	2	0	4				6
教職員数	41人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日						平成21年4月24日
学校運営協議会の 委員数・構成	10人	内	地域代表 訳 大学教授等有識者	2人、保護者代表 2人、ボランティア団体代表 1人	3人、教職員 2人、 学校運営協議会代表者(会長等):有識者			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度～21年度 佐賀市特色ある学校運営推進事業 指定 (佐賀市単独事業:市教委育委員会及び赤松小、北川副小と合同で指定)</li> </ul>							

(平成22年7月10日時点)

### I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

#### 1. 「学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）」指定前の状況

- 本校は、佐賀市の中心部から南東の郊外部に至る広い校区を持ち、古くからの住宅地域と新興住宅地、農村地域に分かれている。保護者の教育に対する関心は高いが、学校へ様々な意見が寄せられる状況にあった。
- 学校は、生徒指導が困難な生徒が一部おり落ち着かない状況にあった。また、校区内の小学校から、県立・私立の中高一貫校や国立の中学校に進学する生徒（児童）も多く、学力の上位層が抜ける状況にあった。
- 校舎が平成4年に新築移転し、メディアトリウムなどオープンスペースがふんだんにあり、充実した設備を整えている。しかし、ホームルーム教室を固定せず、授業ごとに移動する教科教室制をとっていたため、その改善の要求が多く寄せられていた。

#### 2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 佐賀市教育委員会は、平成17年度から地域に開かれた学校づくりや市民性を育む教育、特色ある学校運営推進事業を推進しており、その一環として校区内にある赤松小学校の2年間の研究を経て平成19年度学校運営協議会が設置された。これと平行して平成18年7月に「城南校区コミュニティ・スクール構想」が市教委から本校に提示され、校区内の北川副小学校、前述の赤松小学校とともに中学校区全体で学校運営協議会制度導入に取り組むこととなった。特に平成19年度からは、特色ある学校運営推進事業の指定を城南中学校区で受け、2年間の研究を経て平成21年度から本校でも設置することになった。（下表参照）

- 赤松小学校から進学してくる生徒や保護者はコミュニティ・スクールを体験し、その効果を感じており、中学校でも設置してほしいという要望もあった。

#### 城南校区内各学校コミュニティ・スクール指定状況

学校名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度～
赤松小学校	試行期間	正式認定	実 践	更新4月1日	更新4月1日
城南中学校		地域連携実践→ 4月準備委員会→	試行期間 4月～	正式認定 4月24日	更新4月1日
北川副小学校		地域連携実践→ 7月準備委員会→	試行期間 10月～	正式認定 4月24日	更新4月1日
城南校区地域学校運営協議会・運営連絡会		5月3校合同連絡会議→		正式開始 7月7日	第1回 5月7日

#### 3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 学校運営協議会の設置の趣旨、意義等について学校職員への理解啓発を行った

⇒ 発足2年半前（平成18年度）の7月に、佐賀市教育委員会から「城南校区コミュニティ・スクール構想」の説明を受け、校内コミュニティ・スクール推進委員会を立ち上げた。先進校視察やコミュニティ・スクール推進フォーラムに参加し、それを校内研修会で職員全体で研修し理解を深めた。また、先進校より講師を招き研修した。主に平成19年度に推進委員会を3回、全体研修会を5回（内2回は講師招聘）、先進校視察は7回を行った。

- 校内コミュニティ・スクール推進委員会を設置し、運営協議会の組織づくりや運営方法の検討を市教育委員会と相談しながら行った

⇒ 平成20年4月より試行をするため、主に平成19年度後半より、先進校の事例を参考に校内コミュニティ推進委員会で協議し、組織づくりを行った。委員の選定など幅広い人材を確保するため、教育委員会などと相談し、学識経験者として県内で文化社会教育に精通されている方と地元大手企業の役員の方を委員になっていただくことができた。

また、組織については先進校を参考にし、運営協議会のもとで学校や地域の課題に応じて実践する3つの専門部会をつくった。本校は、はやくから読み語りや環境美化の学校支援ボランティアが活動されていたり、キャリア教育や体験活動などを活発に行っていた実績があったので、なるべく既存の組織を活用しながら組織づくりを行った。

本校や赤松小学校では主幹教諭が配置（加配）されたり、城南校区に市より地域教育コーディネーターが配置されたりして、その職員が主にコミュニティスクールを中心に関わることになった。それにより、専門の担当者が組織運営及び組織づくりに関わることで、組織づくりや運営がスムーズに進んだ。（別添資料1参照）

- P T A やボランティア団体からコーディネーターとして参加してもらうことで、専門部組織を充実させた  
⇒ 赤松小学校のように、学校支援ボランティアの募集をして、組織づくりに着手した。しかし、応募はあったが学習支援など困難な面も多かった。また、体験活動などを早急に充実させるため、P T A と相談し、本部役員や学年役員などを、専門部会にコーディネーターとして、取り入れることにした。また、学校職員も同様に担当者を振り分けた。これにより、各専門部の活動がスムーズになり、とくにキャリア学習や福祉体験などの、生徒の体験活動に効果があがった。
- 「城南校区コミュニティ構想」の組織作りや運営方法の検討  
⇒ 本構想の実現にあたっては、小中3校の連携が必要である。まず、3校合同連絡会議を平成19年に開き、校長、事務長、教頭及び教務主任ごとに自由討議を行い関係を深めた。その会議を学期に1回程度平成21年度はじめまで行った。平成21年度3校でそれぞれの運営協議会の正式発足を受け、平成21年6月の合同連絡会議で最終的に協議した。それにより、7月より正式に3校の運営協議会の連絡調整及び共同で行事等を行っていく機関として、「城南校区地域運営協議会」を発足させた。  
(別添資料2参照)

発足後、ネーミングを募集し、「城南豊夢学園」という名称を第2回の会議で決定し、「コミュニティ・クリーン大作戦」を3校合同で行うとともに、ネーミングや活動内容の紹介のためのキックオフイベントを11月に行い地域へ広報した。

また、第3回会議において校区コミュニティとして、めざす子ども像や共同で行う行事を行うための組織（プロジェクト会議）づくりを行い、本年度の会議で決定した。

#### 4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

##### 【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 魅力ある学校づくりをし、「城南中へ行きたい」、「行かせたい」という学校づくりをすること。生徒募集の視点が必要である。
- 小中連携の推進が必要である。
- 教員の資質向上のため、校内外での研修や自己研鑽が必要であり、授業改善に向けた取り組みが必要である。
- 地域が学校に何を求めているかを把握し、それを学校運営に生かしていく必要がある。
- 特別支援教育の視点に立った、教育をする必要がある。

##### 【学校運営に関する事項に対するもの】

- 教室環境を教科教室制（授業ごとに教室を移動する）から、学級固定教室制（通常の学校と同じ）へ改善すべきである。
- 月曜日の登校時間だけ30分遅くなっていたのを、他の曜日と同じ時刻に合わせるなど、校時表を改善すべきである。

- 小中連携を推進する必要がある。合同研修会や授業交流などを実施し職員間の交流をはかるべきである。
- 小中間の児童・生徒同士の交流を進めるべきである。行事等での交流は進んできたが、学習面での連携を推進する必要がある。
- 不登校対策の具体的な、解決案が必要である。また、相談室等を整備し生徒の居場所づくりをすすめる必要がある。
- 学力向上のための取り組みが必要である。家庭学習を充実させる取り組みをするとともに、長期休業中や放課後などに学習会などを開いてほしい。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- 任命権者である教育委員会に、意見を申し出るまでには至ってない。

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- コミュニティ・スクールの推進による小中や地域と連携した学校づくり  
城南中コミュニティ・スクールや城南豊夢学園の組織を活用し、小中連携の取り組みを進めていった。とくに、中学校が軸となり推進することとし、「クリーン大作戦」や「出前あいさつ運動」等の行事によるものばかりでなく、「英語活動出前授業」や特別支援が必要な子どもの連絡会など、小学校へ提案していった。
- 校内研修の充実をはかり、学力向上と豊かな心の育成をめざす学校づくり  
校内研修会のテーマを、「学力の向上と豊かな心の育成」とし、研修に取り組んだ。その中でも、学力差が大きく学力不振が不登校の要因にもなっているので、基礎学力の定着に向け取り組むこととした。また、教室環境等を新しくホームルーム固定制へ整備したので、それに対応した学習環境づくりを研究した。
- 学校評価を通して、PDCAサイクルの確立と生徒や保護者、地域のニーズの把握  
学校評価を内部評価として教職員に行うばかりでなく、生徒や保護者にも行った。その結果を運営協議会で協議し、各委員の評価を加え、学校関係者評価としてまとめ次年度の学校運営に生かすことにしており。また、運営協議会委員のコミュニティ・スクールに対する自己評価も行い、次年度の活動に生かすようにしている。事前に教職員に対しても、コミュニティの評価アンケートも行いその参考としている。

【教育活動に関すること】

- 教室環境の整備と学校生活環境の整備

平成21年度より、教室をホームルーム固定制に変更したことにより、教室に個人用の棚を設置した。1階ホールにあった個人用のロッカーを撤去し、集会スペースをつくった。また、校時等も変更し曜日にかかわらず同一校時にした。細かい運用については、校内研修等で検討している。

○ 小中職員の合同研修会や特別支援教育等の領域別の連絡会などの開催

小中連携の必要性から、3校の合同研修会を開催し、生徒指導、特別活動、特別支援教育、教育相談などの部会に分かれ協議を行った。各校の現状を相互に情報交換することで各校の職員同士の相互理解が進んだ。そのため、ともすれば形式的になりがちであった、新中1生に対する情報交換会なども、自発的に小学校の授業参観を行うなど連携が深まった。

○ コミュニティ・スクールを活用した、小中連携の体験活動の実施

平成17年度から城南中でPTAと協力して行っていた、清掃のボランティア活動を、「城南校区コミュニティ・クリーン大作戦」とし、平成20年度より3校で実施することにした。当初は、中学3年生と小学校中高学年のみの交流だったが、現在は、中2、3と小学校全学年の交流まで幅を広げて実施している。さらに、平成21年度からは、生徒会による小学校への「出前あいさつ運動」を行うなど、日常的に交流を深めることにした。

○ 行政の施策を活用しながらの不登校対策とコミュニティ・スクールを活用した保護者の意見交換の場の設定

本校は、不登校生徒が多く、その対策が急務になっている。そのためスクールカウンセラーや不登校対策のための非常勤講師、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置など、県及び市の施策を活用し、さまざまな対策を講じている。カウンセラーを交えた教育相談部会の定例化や相談室に職員を常駐させ学校内適応指導教室の設置、SSWや市のサポート相談員などによる家庭訪問や関係機関との連絡などを行っている。

一方では、不登校や相談室登校の親の会をつくり、家庭への働きかけやケアを行っている。コミュニティ・スクールの活動として、「子育ておしゃべりサロン」を委員の提案でつくり、月1回程度公民館などで保護者が気軽に悩み等を話し合える場も設定した。

【教職員の任用に関するここと】

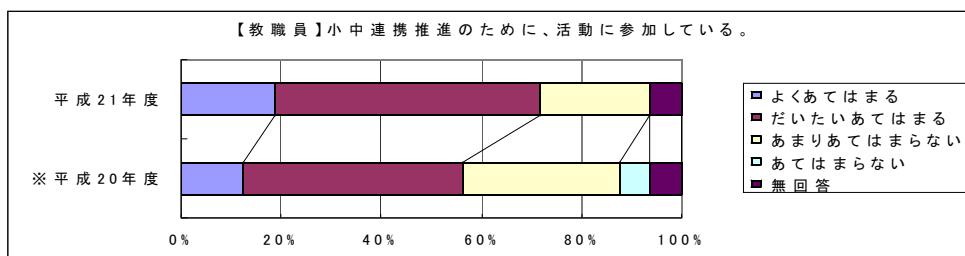
○ 特になし

## 6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

○ 教職員と地域や保護者との距離感が近くなり、つながりが深くなったと感じている職員が多くなった。生徒たちの出番が地域の中に確保され、行事などで一緒に活動し、地域の方から認められ、生徒たちへのたくさんの賞賛の言葉がかけられた。このような心温まる交流により、地域の方から城南中の教育が理解していただけるようになつたとも感じ、教育活動に自信を深めることができた。

- 学校の教育活動に対して、地域での生徒のボランティア活動への支援や総合学習などへの人材派遣、体験活動の場の提供などを受けられ教育活動の幅が広がった。特に土曜学習会や地域行事への生徒ボランティアの派遣など職員の勤務時間以外の活動でも、ボランティアの協力や地域の見守りを受け実施できた。
- 職員が小中連携の必要性を自覚することができ、積極的に小中連携の活動に関わるようになった。コミュニティ・クリーン大作戦などで小中連携の良さを職員が確認できたことにより、英語科からは「小学校英語活動」への出前授業支援や生徒指導部からは、あいさつの強化が協議され、小学校でのあいさつ運動に中学生が参加する提案が行われるなど小中交流への意欲が出てきた。小学校から中学校への「つなぎ・接続」の大切さから、特別支援が必要な生徒に対して連絡会を行うばかりでなく、合同研修会を定期的に開いたり、小学校へ授業参観を行ったりして理解を深めたことは有効であった。



- 魅力ある学校づくりのためには学力の向上が必要であるという意識が芽生え、校内研修で学力向上の取り組みを行うことができた。授業改善の意欲も大きくなり、校内の授業研究会を年3回実施するようになった。

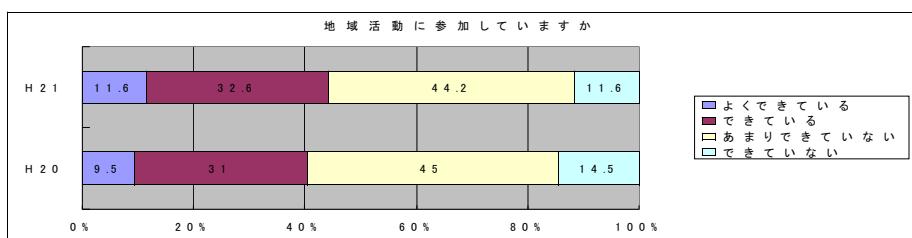
#### 【教育委員会側】

- 平成17年度から開かれた学校づくりには、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールが効果的であるとの認識を持っていた。当初から担当指導主事を定め、4年の実践を経て平成21年度から本校を含む城南中校区3校に指定を拡大した。また、平成22年度からは単年度指定の方針を改め、中期的展望をもった教育計画を立てやすくするため、3年間の指定としている。

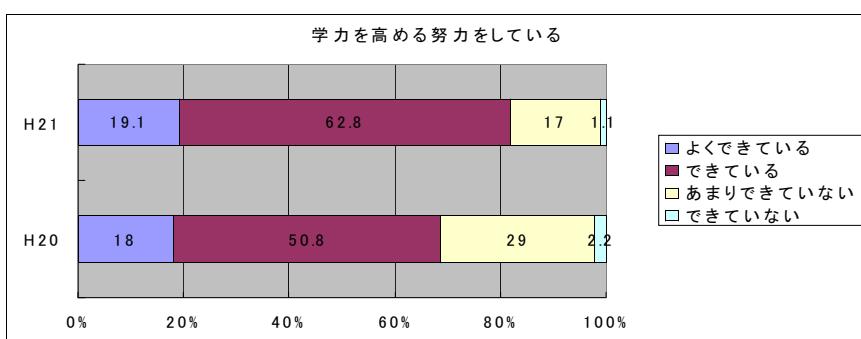
#### 【園児・児童・生徒側】

- 学校評価を補足するための生徒アンケートでは、「地域活動に参加していますか」の項目で参加している割合が増えている。地域活動支援部で行っている地域行事へのボランティア派遣は、最初は生徒会や部活動単位での参加であったが、募集に応じて参加する生徒が増えてきた。参加した生徒は、活動したことに意義を感じ、次回も参加したいという意欲を持つことができた。また、地域行事が多くの方の協力で成り立

っていることを知り、将来大人になってから地域活動に対する参加意欲が芽生えてきた。



- 城南校区コミュニティ・クリーン大作戦のように小中学生が交流するような行事を行うことで、小学生とふれあったり、面倒を見たりする姿は豊かな心を育成するのに効果があった。また、読み語りや環境美化などの学校支援ボランティアの活動も効果があった。
- キャリア教育や福祉体験などで、運営協議会委員の紹介によるNPO法人や保護者などの協力で幅広い人材を活用した体験活動を行うことができ、生徒の進路学習が進んだ。
- 土曜学習会では、受験に向け基礎学力の定着をめざし少人数で行い、一定の成績を修めることができた。また、様々な学力向上の取り組みを続けるなかで、生徒たちの学習に対する取り組みが変化した。学校評価の生徒アンケートでは、「学力を高める努力をしていますか」の項目で「している」割合が増えている。県の学力検査などの成績も、前年度より著しい向上がみられた。



- 城南豊夢学園のさまざまな小中交流の活動を通して、小学生にも本校の特徴やよさが伝わり、校区内の小学校から私立中などへの進学者が本年度は少なくなった。

#### 【保護者側】

- コミュニティ・スクールの認知度が高まり、行事等への参加が増えた  
学校評価の保護者アンケートではコミュニティ・スクールの認知度が70%であった。本格実施に伴い、多くの保護者に理解されるようになった。コミュニティ・スクールということで、参加への抵抗感が少なくなり、「クリーン大作戦」をはじめとした行事などへ参加し、生徒とともに活動する保護者が増えた。

- PTAの活動目標の1つにコミュニティ活動の充実があげられた  
「子どもを通わせたい学校No.1を目指して」を今年度の目標にかけ、コミュニティ・スクールとして各学年ごとの地域と連携した学習やPTA主催による地域ボランティアといった地域と連携した活動を充実させ、今までよりもさらに地域に開かれ、信頼される中学校、地域との共生・協働する城南中学校の実現に向けて取り組む決意が示された。
- 専門部会のコーディネーターとして多くの保護者の参画が得られた  
PTA本部役員やPTA専門部役員を、運営協議会の専門部のコーディネーターとして組織し、ボランティア募集や企画等で核となって活動してもらうことができた。コミュニティへの参画意識も高まった。

#### 【地域側】

- 地域の公民館や体協などの諸団体の代表者と交流会を行い、行事等について意見交換を行ったことで、相互に連携していくとする意識が高まった。行事等を検討していくなかで、相互理解が進み、中学生のボランティアの派遣や行事への参加がスムーズになった。
- 市教育委員会の「まなざし運動」の関連で、公民館などでは「地域社会で行われる行事等への子どもの参画を促し、活躍の場を与え、かつ、その行動を称するとともに、多くの他者とかかわり合える機会を提供すること」（まなざし条例第5条第2項）を実行するため、地域行事支援のボランティア活動がうまくリンクして活動できた。

### 7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 学校運営協議会の運営方法の充実  
運営協議会の自己評価では、「本格実施1年目ということもあり、議事内容の作成や地域行事への生徒の派遣など学校主導で行われた感が強い。地域や保護者からの要望を反映させにくかった」という反省が出た。また、「”学力向上”と”豊かな心の育成”という学校教育目標は、地域のニーズに合っており、生徒、保護者、職員のアンケートの結果からも概ね反映させることができたと思います。」という評価はあるが、今後も的確な地域のニーズを反映させるための広報活動や緻密な取組が必要であると考える。
- 効果的な情報発信方法の検討  
自己評価では、「保護者や生徒へのコミュニティの認知度は高まったが、地域へはかなり低いと思われる所以、的確な地域のニーズを反映させるための広報活動や緻密な取組が必要である」という課題が指摘された。
- 学習面も含めた小中連携の強化  
自己評価では、「北川副小、赤松小の子供達が城南中へ進学したいと思える小中

間の交流活動など（クラブ活動や体験学習など）は、とても好評であった。赤松・北川副両小学生とその保護者が城南中に魅力を感じ、城南中に視線を向けるように仕向ける教育内容とPR能力が必要であり、学校運営協議会はそのアイデアを皆で生み出す話し合いの場にしたい。」の意見があり、今後は学習面での連携なども必要である。

○ 学校支援ボランティアの有効な活用

学校ボランティアは、現在各学校の運営協議会ごとに募集しているが、これを共有化するなど、中学校校区単位のよさを活用できないか。

8. 上記 7 の課題の解決に向けた今後の取組予定

○ 「城南豊夢学園」の組織を確立し、小中連携を推進する体制づくりを行う

学園の「学力向上」、「まなざし」及び「地域交流」の3プロジェクトを推進し、実践を重ねることにより、3校の連携を強化する。まなざしプロジェクトでは、校区全体で取り組むあいさつ運動の強化を図り、地域交流プロジェクトでは地域行事への参加や合同の体験活動を強化し、体験活動の交流を強めていきたい。学力向上プロジェクトでは授業交流ばかりでなく、「ノーメディアアワー」をはじめとして家庭学習などへの共通の取り組みを進めていきたい。

また、学園として協力して広報を行ったり、公民館などと連携し、広報誌などへ掲載してもらう等の方策をとりたい。しかし、一番の方法は行事等の参加を考えるので、クリーン大作戦等の行事に地域の方に参加していただけるよう広報を行いたい。

○ 学校運営協議会の運営方法の充実

学校評価や各種アンケート調査などを実施し、的確に地域のニーズをとらえるようにしていきたい。そのなかで、課題等があれば積極的に協議会で討議していくことが必要である。また、各専門部会の関係者や職員などとの合同の会議を開いたりして、幅広い意見を聞く機会を設定したいと考える。

## II 学校運営協議会の実際の運営状況等

### 1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年6回開催)

回	年月日	議題等
1	H21. 4. 24	学校経営案、教育計画、コミュニティ・スクール推進計画の審議
2	H21. 6. 19	学校予算、学校評価計画について審議、地域諸団体へのアンケート調査結果、学校ボランティアの応募状況の報告及び協議、「コミュニティの学校支援活動についてのグループ協議」について協議
3	H21. 8. 6	コミュニティの学校支援活動についてのグループ協議①
4	H21. 10. 22	学習状況調査について協議、コミュニティの学校支援活動についてのグループ協議②、文化発表会やコミュニティ発表会、コミュニティクリーン大作戦について協議
5	H22. 1. 26	学校評価について報告、来年度の教育計画について協議、コミュニティクリーン大作戦の報告、学校関係者評価と運営協議会の自己評価について協議
6	H22. 3. 16	学校関係者評価及び自己評価の審議、次年度のコミュニティ・スクールの組織と運営について協議、次年度の城南校区地域運営協議会の組織と運営について協議

(補記)

- ・第3、4回の協議会では、学校支援活動を行う3つの専門部会を合同で開催  
(コミュニティの学校支援活動についてのグループ協議)
- ・城南校区地域運営協議会(城南豊夢学園運営協議会)を立ち上げ、以下のように年3回会議を行った。
  - ①H21. 7. 7 組織と当面の活動について
  - ②H21. 11. 6 ネーミング及び各コミュニティ活動の発表会について、コミュニティクリーン大作戦について協議、各校の取り組みの報告
  - ③H22. 2. 23 次年度の構想(スローガン、子ども像、組織など)について協議、各校及び城南校区地域運営協議会の取り組みの報告

### 2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間(年数)
- 学校運営協議会の委員の任期(年数)
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

3 年
1 年

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

・議事内容は、議事録を作成し、教育委員会や委員に報告しているが、一般には公開していない。しかし、協議会の様子も掲載した広報紙(「ネットワーク城南」)を作成し、職員や保護者に配布し、地区の回覧や公民館等で閲覧できるようにしている。また、これを学校のホームページにも公開している。

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

- 保護者代表として、本部役員から2～3名運営協議会委員に、またそれ以外の役員などは各専門部会のコーディネーターとしてコミュニティ・スクールに参画している。

4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 学校評価における自己評価の一環として、生徒・保護者へのアンケートを実施している。また、外部に対しては、年2回のフリー参観デー時に、参観者に対して学校教育についてアンケート調査を行っている。この結果は、運営協議会に提案し協議している。
- 学校関係者評価は、学校運営協議会内で実施している。